

ローカルスタートアップ支援制度 [企画・立ち上げ等各段階での財政措置]

「ローカルスタートアップ」とは、**地域の人材・資源・資金を活用した地域課題の解決に資する創業・新規事業**

政策促進のための対策

地域の人材・資源・資金による経済循環（地域経済循環）を促進するため、大幅に拡大していくことが重要と考え、令和5年度から、ローカルスタートアップに関する施策を充実し、「ローカルスタートアップ支援制度」としてパッケージ化

地方自治体が施策を実施するための財政措置を充実

ローカルスタートアップ支援制度

① 事業の企画	② 立ち上げ準備	③ 事業立ち上げ	④ フォローアップ
特別交付税（措置率0.8） ・創業支援等事業計画の作成 ・創業塾、創業セミナー、研修 ・ビジネスコンテスト ・創業コーディネーターの設置	特別交付税（措置率0.8） ・地域脱炭素等に係る調査分析 ・地域資源の調査分析 ・ビジネスモデル調査分析 ・法人設立等に係る経費 ・オフィスの賃貸料、インキュベーション施設	国庫補助（補助率1/2～3/4） ・ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）を活用した初期投資（施設整備・改修、機械装置、備品等） ※モデル性を有するもの 特別交付税（措置率0.5） ・ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）を活用した初期投資（施設整備・改修、機械装置、備品等） ※モデル性は問わない	特別交付税（措置率0.5） ・フォローアップ、再構築調査

ローカルスタートアップ支援制度を活用するには、「創業支援等事業計画」の策定が必要

- 産業競争力強化法に基づき、市区町村・支援機関（商工会議所、金融機関等）が連携して創業支援 ※認定件数1,491市町村（R5.12.25）
- 地域の創意工夫に基づき、相談窓口、創業セミナー、インキュベーション施設、初期投資支援等を実施
- 継続的な個別相談、創業セミナー等（特定創業支援等事業）を受けた創業者には、登録免許税、日本政策金融公庫融資、補助金等の優遇措置